

# 令和7年度ツキノワグマ及びニホンジカ等対応技術講習会開催業務委託契約書（案）

茨城県（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、令和7年度ツキノワグマ及びニホンジカ等対応技術講習会開催業務について、次のとおり委託契約を締結する。

## （委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- (1) 委託業務名 令和7年度ツキノワグマ及びニホンジカ等対応技術講習会開催業務
- (2) 業務内容 別添「令和7年度ツキノワグマ及びニホンジカ等対応技術講習会開催業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

## （委託業務の実施）

第2条 乙は、委託業務を仕様書及び甲の指示に従って実施しなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

## （委託費）

第3条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）を、金\_\_\_\_\_円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額\_\_\_\_\_円）を超えない範囲で、乙に支払うものとする。

## （委託費の支払）

第4条 甲は、前条に規定する委託費を、委託業務が完了し、第8条の規定による適合の通知をした後、乙からの請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

- 2 甲の責めに帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙は、その請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の遅延利息の支払を甲に請求することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、甲は、乙の請求により必要があると認めるときは、委託費の90パーセント以内の額を概算払ることができる。
- 4 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（様式第1号）を甲に提出するものとする。

## （契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除とする。

## （再委託の制限）

第6条 乙は、この委託業務達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わ

せることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(実績報告等)

第7条 乙は、委託業務が完了したとき（委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。）は、委託業務完了報告書（様式第2号）を委託業務終了の日から30日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。この場合において、第4条第3項の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を添付するものとする。

(検査及び委託費の確定)

第8条 甲は、前項の規定により、乙から委託業務完了報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、この契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、その旨を乙に対して通知するものとする。

2 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、成果品等について補正を求められたときは、遅滞なく、当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して、再検査を受けなければならぬ。

(過払金の返還)

第9条 乙は、既に支払を受けた委託費が前条の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託業務の中止等)

第10条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。  
3 前項の規定により契約を解除したときは、第4条第1項及び第7条から第9条までの規定に準じて精算するものとする。

(業務内容の変更)

第11条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(報告等)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要事項について報告を求め、又は当該業務の実施について適正な履行を求めることができる。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を甲の承認なく、第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、委託事務を処理するために個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項及び第67条の規定の順守に關し必要な措置を講ずるほか、別記事項を遵守しなければならない。

(帳簿等)

第15条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならぬ。

2 乙は、会計に關する帳簿、書類等をその完結の日から5年間保存するものとする。

(著作権等)

第16条 乙がこの委託業務により取得した著作権その他の権利は、甲が承継するものとする。

2 乙は、あらかじめ甲の承認を受けた場合を除き、委託業務の実施結果を公表してはならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙がこの契約に違反した場合には、契約を解除し、又は変更し、既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができる。

2 前項の規定による解除によって生じた損害については、甲は、その責めを負わないものとする。

(疑義の処理)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に關し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、処理するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県知事 大井川 和彦

乙

## 別記

### 特 約 事 項

#### 1 受託者の責務

委託業務を処理するに当たっては、個人情報の保護の必要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

#### 2 個人情報の収集の制限

委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するため必要な範囲内で行うこと。

#### 3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

#### 4 不要情報の破棄

利用者の個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から1年を経過したときは、速やかに破棄すること。

#### 5 個人情報の目的外利用及び部外提供の禁止

委託業務を処理するため収集及び作成した個人情報は、委託業務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

#### 6 個人情報の複製等の制限

委託業務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持ち出しを行うときは、甲の承諾を受けること。

#### 7 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏洩その他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

#### 8 返還義務

委託業務を処理するため甲から引き渡された資料等のうち甲の指定するものは、委託業務完了後、速やかに甲に返還すること。

様式第1号

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

所 在 地

団 体 名

代 表 者 名

### 概 算 払 請 求 書

令和7年度ツキノワグマ及びニホンジカ等対応技術講習会開催業務委託に係る委託費の概算払について、下記のとおり請求いたします。

記

1 請求金額 円

(請求額算定表)

区 分	金 額
契約額 (A)	円
概算払受領済額 (B)	円
今回請求額 (C)	円
残 額 (A - B - C)	円

2 請求額の受領方法 口座振込

振込先金融機関	銀行	支店
振込口座	預金種別	普通・当座・その他
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

※振込先は、郵便局以外の金融機関を指定してください。

3 概算払を必要とする理由

様式第2号

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

所 在 地

団 体 名

代表者名

## 委託業務完了報告書

令和 年 月 日付で契約を締結した令和7年度ツキノワグマ及びニホンジカ等  
対応技術講習会開催業務委託について、下記のとおり業務が完了したので、契約書第7条の  
規定により報告します。

記

1 委託期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2 事業報告書

別添のとおり【任意様式】

3 収支決算書

別添のとおり【任意様式】